【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月27日提出
【計算期間】	第6期中(自　2025年12月2日至　2026年6月1日)
【ファンド名】	三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　荻原　亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	竹本　政司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-0265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	2,615,531,659	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△771,551	△0.03
合計（純資産総額）		2,614,760,108	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	3,911,877,350	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,144,107	△0.03
合計（純資産総額）		3,910,733,243	100.00

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	4,553,362,155	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,661,904	△0.04
合計（純資産総額）		4,551,700,251	100.00

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	702,370,006	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△262,856	△0.04
合計（純資産総額）		702,107,150	100.00

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	814,637,208	100.02

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△185,812	△0.02
合計（純資産総額）		814,451,396	100.00

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	226,906,838	99.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	213,857	0.09
合計（純資産総額）		227,120,695	100.00

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,588,957,052	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△468,144	△0.03
合計（純資産総額）		1,588,488,908	100.00

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	567,563,237	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△209,157	△0.04
合計（純資産総額）		567,354,080	100.00

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,096,330,134	101.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△38,391,798	△1.26
合計（純資産総額）		3,057,938,336	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	210,600,000	6.89
為替予約取引	売建	-	3,265,434,000	△106.79

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	6,046,349	6,046,349	10,294	10,294
第2期　（2022年11月30日）	61,728,569	61,728,569	10,830	10,830
第3期　（2023年11月30日）	284,137,666	284,137,666	13,219	13,219
第4期　（2024年12月 2日）	1,247,471,953	1,247,471,953	15,390	15,390
第5期　（2025年12月 1日）	1,693,250,246	1,693,250,246	19,317	19,317
2025年 6月末日	1,560,729,602	-	16,370	-
7月末日	1,514,365,221	-	16,884	-
8月末日	1,557,911,682	-	17,641	-
9月末日	1,607,987,103	-	18,162	-
10月末日	1,677,550,797	-	19,282	-
11月末日	1,714,250,469	-	19,551	-
12月末日	1,840,661,206	-	19,743	-
2026年 1月末日	1,998,993,970	-	20,650	-
2月末日	2,443,713,068	-	22,809	-
3月末日	2,202,559,535	-	20,448	-
4月末日	2,379,663,329	-	21,787	-
5月末日	2,549,282,674	-	23,139	-
6月末日	2,614,760,108	-	23,371	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	69,516,804	69,516,804	10,362	10,362
第2期　（2022年11月30日）	272,425,967	272,425,967	10,597	10,597
第3期　（2023年11月30日）	515,836,557	515,836,557	12,922	12,922
第4期　（2024年12月 2日）	825,404,441	825,404,441	15,050	15,050
第5期　（2025年12月 1日）	1,839,054,404	1,839,054,404	19,576	19,576
2025年 6月末日	1,576,376,305	-	15,976	-
7月末日	1,530,251,625	-	16,204	-
8月末日	1,513,452,424	-	16,860	-
9月末日	1,571,510,013	-	17,849	-
10月末日	1,880,167,607	-	20,822	-
11月末日	1,871,838,288	-	19,954	-
12月末日	2,094,667,636	-	20,002	-
2026年 1月末日	2,387,013,236	-	21,182	-
2月末日	2,850,607,957	-	23,380	-

3月末日	2,734,968,739	-	20,412	-
4月末日	3,175,711,975	-	23,699	-
5月末日	3,699,023,911	-	26,515	-
6月末日	3,910,733,243	-	28,017	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	74,584,829	74,584,829	10,652	10,652
第2期　（2022年11月30日）	309,023,748	309,023,748	11,100	11,100
第3期　（2023年11月30日）	825,661,600	825,661,600	13,487	13,487
第4期　（2024年12月 2日）	1,749,839,950	1,749,839,950	17,721	17,721
第5期　（2025年12月 1日）	2,777,319,042	2,777,319,042	21,376	21,376
2025年 6月末日	2,392,065,828	-	18,063	-
7月末日	2,461,734,515	-	19,054	-
8月末日	2,566,173,225	-	19,202	-
9月末日	2,646,536,978	-	19,898	-
10月末日	2,855,714,167	-	21,046	-
11月末日	2,776,269,158	-	21,368	-
12月末日	2,769,477,002	-	21,790	-
2026年 1月末日	3,031,229,462	-	21,755	-
2月末日	3,124,735,840	-	22,069	-
3月末日	3,207,095,740	-	20,710	-
4月末日	3,695,329,083	-	23,058	-
5月末日	4,398,891,640	-	24,171	-
6月末日	4,551,700,251	-	24,317	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	3,024,503	3,024,503	10,217	10,217
第2期　（2022年11月30日）	22,496,244	22,496,244	9,972	9,972
第3期　（2023年11月30日）	130,946,337	130,946,337	11,041	11,041
第4期　（2024年12月 2日）	151,814,121	151,814,121	12,548	12,548
第5期　（2025年12月 1日）	315,444,244	315,444,244	16,734	16,734
2025年 6月末日	194,934,230	-	13,894	-
7月末日	220,402,324	-	14,619	-
8月末日	237,818,660	-	14,550	-
9月末日	304,346,304	-	15,667	-
10月末日	341,344,748	-	17,063	-

11月末日	317,472,578	-	16,841	-
12月末日	363,406,646	-	17,236	-
2026年 1月末日	483,826,355	-	18,731	-
2月末日	463,866,317	-	19,744	-
3月末日	450,247,797	-	17,715	-
4月末日	531,018,873	-	20,373	-
5月末日	679,340,978	-	21,695	-
6月末日	702,107,150	-	21,861	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 （2021年11月30日）	6,787,059	6,787,059	10,037	10,037
第2期 （2022年11月30日）	80,135,860	80,135,860	10,037	10,037
第3期 （2023年11月30日）	568,449,519	568,449,519	10,827	10,827
第4期 （2024年12月 2日）	628,505,118	628,505,118	11,457	11,457
第5期 （2025年12月 1日）	795,937,020	795,937,020	12,652	12,652
2025年 6月末日	493,841,629	-	11,602	-
7月末日	520,457,171	-	11,805	-
8月末日	548,008,682	-	11,777	-
9月末日	547,174,280	-	11,998	-
10月末日	580,730,930	-	12,458	-
11月末日	799,830,398	-	12,714	-
12月末日	809,398,131	-	12,771	-
2026年 1月末日	829,923,023	-	12,653	-
2月末日	866,720,615	-	12,937	-
3月末日	862,223,087	-	12,859	-
4月末日	825,619,207	-	13,028	-
5月末日	785,953,378	-	13,034	-
6月末日	814,451,396	-	13,238	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 （2021年11月30日）	1,607,853	1,607,853	9,918	9,918
第2期 （2022年11月30日）	11,569,350	11,569,350	9,187	9,187
第3期 （2023年11月30日）	34,764,493	34,764,493	10,009	10,009
第4期 （2024年12月 2日）	146,680,024	146,680,024	10,946	10,946
第5期 （2025年12月 1日）	165,997,203	165,997,203	12,274	12,274

2025年 6月末日	181,329,464	-	10,766	-
7月末日	165,731,964	-	11,204	-
8月末日	167,904,886	-	11,202	-
9月末日	174,496,383	-	11,527	-
10月末日	183,407,358	-	12,103	-
11月末日	166,741,575	-	12,329	-
12月末日	177,105,936	-	12,361	-
2026年 1月末日	215,470,094	-	12,159	-
2月末日	223,883,901	-	12,540	-
3月末日	212,887,164	-	12,419	-
4月末日	220,155,216	-	12,799	-
5月末日	220,536,997	-	12,798	-
6月末日	227,120,695	-	13,128	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	2,142,283	2,142,283	9,513	9,513
第2期　（2022年11月30日）	118,055,864	118,055,864	9,600	9,600
第3期　（2023年11月30日）	143,043,924	143,043,924	9,353	9,353
第4期　（2024年12月 2日）	523,875,882	523,875,882	8,754	8,754
第5期　（2025年12月 1日）	1,816,316,161	1,816,316,161	10,995	10,995
2025年 6月末日	1,589,558,049	-	9,645	-
7月末日	1,650,213,553	-	10,117	-
8月末日	1,664,917,483	-	10,506	-
9月末日	1,617,964,852	-	10,538	-
10月末日	1,799,735,838	-	10,787	-
11月末日	1,841,760,712	-	11,149	-
12月末日	1,970,601,389	-	11,147	-
2026年 1月末日	1,873,858,405	-	10,998	-
2月末日	1,897,691,648	-	11,188	-
3月末日	1,813,840,349	-	10,369	-
4月末日	1,696,929,488	-	10,573	-
5月末日	1,596,185,858	-	10,208	-
6月末日	1,588,488,908	-	10,220	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	2,304,754	2,304,754	10,763	10,763

第2期　（2022年11月30日）	86,933,845	86,933,845	10,597	10,597
第3期　（2023年11月30日）	344,098,319	344,098,319	11,071	11,071
第4期　（2024年12月 2日）	597,226,853	597,226,853	14,072	14,072
第5期　（2025年12月 1日）	475,552,571	475,552,571	14,504	14,504
2025年 6月末日	513,946,801	-	12,892	-
7月末日	447,364,432	-	13,401	-
8月末日	443,659,633	-	13,477	-
9月末日	453,263,898	-	13,726	-
10月末日	466,701,397	-	14,088	-
11月末日	476,472,368	-	14,532	-
12月末日	474,067,478	-	14,449	-
2026年 1月末日	479,911,383	-	14,497	-
2月末日	511,994,245	-	15,664	-
3月末日	484,599,944	-	14,719	-
4月末日	530,264,394	-	16,068	-
5月末日	560,429,113	-	16,342	-
6月末日	567,354,080	-	17,181	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2021年11月30日）	37,563,029	37,563,029	9,748	9,748
第2期　（2022年11月30日）	335,482,332	335,482,332	9,277	9,277
第3期　（2023年11月30日）	914,801,444	914,801,444	10,096	10,096
第4期　（2024年12月 2日）	1,456,418,072	1,456,418,072	12,222	12,222
第5期　（2025年12月 1日）	2,731,450,057	2,731,450,057	18,330	18,330
2025年 6月末日	2,152,419,475	-	14,497	-
7月末日	2,079,755,798	-	14,429	-
8月末日	2,247,239,563	-	15,037	-
9月末日	2,564,944,153	-	16,752	-
10月末日	2,783,852,350	-	17,540	-
11月末日	2,699,134,740	-	18,113	-
12月末日	3,016,106,479	-	18,780	-
2026年 1月末日	3,906,236,567	-	23,191	-
2月末日	3,774,210,868	-	22,287	-
3月末日	3,369,004,669	-	19,261	-
4月末日	3,524,881,268	-	19,365	-
5月末日	3,499,651,206	-	19,093	-
6月末日	3,057,938,336	-	17,027	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第5期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

③【収益率の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	2.9
第2期	5.2
第3期	22.1
第4期	16.4

第5期	25.5
第6期（中間期）	19.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	3.6
第2期	2.3
第3期	21.9
第4期	16.5
第5期	30.1
第6期（中間期）	36.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	6.5
第2期	4.2
第3期	21.5
第4期	31.4
第5期	20.6
第6期（中間期）	13.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	2.2
第2期	△2.4
第3期	10.7
第4期	13.6
第5期	33.4
第6期（中間期）	31.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	0.4
第2期	0.0

第3期	7.9
第4期	5.8
第5期	10.4
第6期（中間期）	3.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	△0.8
第2期	△7.4
第3期	8.9
第4期	9.4
第5期	12.1
第6期（中間期）	4.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	△4.9
第2期	0.9
第3期	△2.6
第4期	△6.4
第5期	25.6
第6期（中間期）	△8.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	収益率（%）
第1期	7.6
第2期	△1.5
第3期	4.5
第4期	27.1
第5期	3.1
第6期（中間期）	12.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	収益率（%）

第1期	△2.5
第2期	△4.8
第3期	8.8
第4期	21.1
第5期	50.0
第6期（中間期）	5.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（参考）

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	日本	574,859,823,440	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,473,033,440	1.11
合計（純資産総額）		581,332,856,880	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	日本	6,725,040,000	1.16
合計	買建	-	6,725,040,000	1.16

２２５マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	日本	516,238,980,920	98.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,475,975,014	1.80
合計（純資産総額）		525,714,955,934	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	日本	9,475,650,000	1.80
合計	買建	-	9,475,650,000	1.80

外国株式インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	1,008,385,431,710	71.89
	カナダ	49,764,770,875	3.55
	イギリス	49,331,627,789	3.52
	スイス	37,937,306,611	2.70
	フランス	30,964,139,618	2.21

	ドイツ	30,576,506,383	2.18
	オランダ	28,292,679,705	2.02
	アイルランド	22,653,201,767	1.62
	オーストラリア	21,363,987,863	1.52
	スペイン	13,646,809,484	0.97
	スウェーデン	10,679,892,104	0.76
	イタリア	10,545,193,621	0.75
	デンマーク	6,032,061,708	0.43
	シンガポール	6,028,534,259	0.43
	香港	4,526,982,773	0.32
	フィンランド	4,281,357,321	0.31
	イスラエル	3,989,139,181	0.28
	ケイマン諸島	3,457,754,294	0.25
	ベルギー	3,199,292,256	0.23
	ジャージィー	2,249,260,937	0.16
	ルクセンブルグ	2,191,962,126	0.16
	ノルウェー	2,045,955,363	0.15
	バミューダ	1,954,960,086	0.14
	リベリア	1,317,806,905	0.09
	オーストリア	1,267,381,614	0.09
	オランダ領キュラソー	1,151,822,490	0.08
	ニュージーランド	764,065,881	0.05
	ポルトガル	654,560,787	0.05
	小計	1,359,254,445,511	96.91
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	18,741,662,349	1.34
	オーストラリア	1,922,158,133	0.14
	フランス	506,851,965	0.04
	イギリス	301,960,317	0.02
	シンガポール	281,228,981	0.02
	香港	181,767,528	0.01
	ケイマン諸島	106,883,688	0.01
	小計	22,042,512,961	1.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	21,334,321,600	1.52
合計（純資産総額）		1,402,631,280,072	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	838,134,794	0.06
株価指数先物取引	買建	ドイツ	3,088,346,184	0.22
株価指数先物取引	買建	アメリカ	18,513,077,082	1.32
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	565,904,834	0.04
合計	買建	-	23,005,462,894	1.64

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	4,802,918,361	0.34

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	台湾	28,779,531,034	25.10
	韓国	25,604,736,897	22.33
	インド	12,273,714,366	10.70
	ケイマン諸島	10,659,972,919	9.30
	中国	5,671,149,760	4.95
	ブラジル	3,453,056,066	3.01
	南アフリカ	2,741,579,714	2.39
	メキシコ	1,346,425,935	1.17
	タイ	1,045,252,691	0.91
	マレーシア	992,713,823	0.87
	ポーランド	968,210,808	0.84
	香港	867,902,821	0.76
	ギリシャ	534,127,836	0.47
	インドネシア	488,543,670	0.43
	チリ	481,751,668	0.42
	トルコ	405,135,895	0.35
	ハンガリー	361,322,233	0.32
	イギリス	354,125,500	0.31
	バミューダ	343,467,895	0.30
	フィリピン	306,265,011	0.27
	アメリカ	262,242,812	0.23
	スイス	185,398,185	0.16
	コロンビア	153,154,032	0.13
	ルクセンブルグ	120,226,620	0.10
	チェコ	112,004,236	0.10
	オランダ	88,258,103	0.08
	エジプト	75,188,980	0.07
	ペルー	37,425,880	0.03
	カナダ	33,907,033	0.03
	イギリス領バージン諸島	18,894,433	0.02
	シンガポール	17,225,024	0.02
	小計	98,782,911,880	86.14
投資信託受益証券	香港	4,091,115,671	3.57
投資証券	アメリカ	4,887,453,450	4.26
	メキシコ	486,664,793	0.42
	ブラジル	141,654,445	0.12
	小計	5,515,772,688	4.81

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,283,402,715	5.48
合計（純資産総額）		114,673,202,954	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,286,875,261	5.48
合計	買建	-	6,286,875,261	5.48

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	283,232,491	0.25

外国債券パッシブ・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	96,478,086,360	44.26
	中国	27,314,806,945	12.53
	フランス	15,053,232,018	6.91
	イタリア	13,902,012,733	6.38
	イギリス	12,179,804,204	5.59
	ドイツ	12,111,018,870	5.56
	スペイン	8,915,441,891	4.09
	カナダ	4,451,733,156	2.04
	ベルギー	3,255,488,456	1.49
	オーストラリア	2,765,829,434	1.27
	オランダ	2,604,875,759	1.19
	オーストリア	2,209,602,454	1.01
	メキシコ	1,949,522,236	0.89
	ポーランド	1,553,408,082	0.71
	韓国	1,503,150,902	0.69
	ポルトガル	1,205,521,293	0.55
	フィンランド	1,121,155,848	0.51
	マレーシア	1,094,488,773	0.50
	イスラエル	954,862,053	0.44
	アイルランド	873,803,753	0.40
	シンガポール	784,695,147	0.36
	ニュージーランド	604,167,032	0.28
	デンマーク	432,787,329	0.20
	スロバキア	417,825,348	0.19
	スウェーデン	394,505,975	0.18
	ノルウェー	352,550,402	0.16
	小計	214,484,376,453	98.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,513,207,945	1.61
合計（純資産総額）		217,997,584,398	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	トルコ	1,746,860,246	9.68
	サウジアラビア	1,704,917,020	9.45
	ポーランド	1,527,609,550	8.47
	メキシコ	1,496,573,086	8.29
	ブラジル	1,495,482,799	8.29
	ハンガリー	1,488,188,728	8.25
	チリ	768,669,005	4.26
	南アフリカ	766,337,572	4.25
	コロンビア	726,662,772	4.03
	ドミニカ共和国	645,926,523	3.58
	ウクライナ	594,057,046	3.29
	ヴェネズエラ	564,479,819	3.13
	アンゴラ	512,542,950	2.84
	ペルー	400,118,404	2.22
	ウルグアイ	368,998,797	2.04
	フィリピン	332,913,627	1.84
	中国	311,951,352	1.73
	パナマ	302,060,339	1.67
	エクアドル	272,555,376	1.51
	ナイジェリア	251,261,662	1.39
	バーレーン	207,561,539	1.15
	アラブ首長国連邦	90,900,725	0.50
	インドネシア	46,612,263	0.26
	小計	16,623,241,200	92.12
社債券	ルクセンブルグ	163,323,742	0.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,258,662,093	6.97
合計（純資産総額）		18,045,227,035	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	97,418,400	0.54

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	31,751,232,350	98.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	509,735,438	1.58
合計（純資産総額）		32,260,967,788	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
リート指数先物取引	買建	日本	286,000,000	0.89
合計	買建	-	286,000,000	0.89

外国リート・インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	53,379,645,130	78.94
	オーストラリア	4,397,264,543	6.50
	イギリス	2,613,754,716	3.87
	シンガポール	2,054,076,994	3.04
	フランス	1,362,821,378	2.02
	カナダ	791,633,272	1.17
	ベルギー	672,794,584	0.99
	香港	545,990,363	0.81
	スペイン	379,387,549	0.56
	ガーンジィ	117,864,975	0.17
	イスラエル	104,901,553	0.16
	韓国	100,798,902	0.15
	オランダ	99,426,017	0.15
	ニュージーランド	67,002,536	0.10
	アイルランド	26,522,719	0.04
	ドイツ	13,850,888	0.02
	イタリア	9,931,475	0.01
	小計	66,737,667,594	98.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	886,170,611	1.31
合計（純資産総額）		67,623,838,205	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	53,329,113	0.08

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	21,591,270,827	97.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	609,715,734	2.75
合計（純資産総額）		22,200,986,561	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	43,354,659	0.20

２【設定及び解約の実績】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	11,131,313	5,257,925
第2期	52,125,564	1,000,000
第3期	190,811,491	32,871,325
第4期	769,971,404	174,312,528
第5期	540,983,117	475,014,663
第6期（中間期）	306,537,737	81,446,775

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	68,267,713	1,179,562
第2期	221,907,962	31,922,134
第3期	233,724,846	91,595,580
第4期	398,847,322	249,616,109
第5期	727,824,057	336,806,536
第6期（中間期）	587,539,364	129,219,192

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	72,990,426	2,971,998
第2期	270,552,214	62,163,465
第3期	476,514,487	142,749,153
第4期	556,778,812	181,534,421
第5期	639,504,539	327,660,450
第6期（中間期）	763,397,742	242,836,775

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,960,151	0
第2期	29,976,495	10,377,413
第3期	107,220,605	11,184,925
第4期	91,501,752	89,107,930
第5期	129,369,673	61,852,066
第6期（中間期）	230,502,165	105,875,603

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	6,762,046	0
第2期	86,535,230	13,454,513
第3期	467,002,780	21,838,442
第4期	224,607,694	201,047,045
第5期	331,926,678	251,412,814
第6期（中間期）	222,727,740	248,777,732

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,621,093	0
第2期	10,979,714	8,229
第3期	35,198,756	13,056,970
第4期	103,305,637	4,036,516
第5期	114,014,432	112,771,004
第6期（中間期）	86,663,041	49,593,904

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,350,609	98,727
第2期	132,574,732	11,855,664
第3期	67,492,161	37,529,664
第4期	511,896,982	66,403,958
第5期	1,675,605,000	622,080,349
第6期（中間期）	434,103,084	522,297,514

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,141,454	0
第2期	90,161,002	10,267,851
第3期	282,784,981	54,000,313
第4期	139,444,231	25,841,587
第5期	86,897,660	183,447,134
第6期（中間期）	44,502,082	29,427,871

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	38,535,757	0
第2期	379,344,235	56,234,121
第3期	701,752,986	157,283,244
第4期	521,844,884	236,314,872
第5期	957,818,225	659,327,640
第6期（中間期）	640,669,951	298,402,798

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	37	-
コール・ローン	4,957	250,672
親投資信託受益証券	1,696,348,078	2,542,527,910
未収入金	1,225,960	6,178,880
流動資産合計	1,697,579,032	2,548,957,462
資産合計	1,697,579,032	2,548,957,462
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,225,948	6,418,869
未払受託者報酬	175,763	238,528
未払委託者報酬	2,900,792	3,936,361
その他未払費用	26,283	35,697
流動負債合計	4,328,786	10,629,455
負債合計	4,328,786	10,629,455
純資産の部		
元本等		
元本	876,566,448	1,101,657,410
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	816,683,798	1,436,670,597
（分配準備積立金）	367,847,996	340,284,895
元本等合計	1,693,250,246	2,538,328,007
純資産合計	1,693,250,246	2,538,328,007
負債純資産合計	1,697,579,032	2,548,957,462

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月　3日 至　2025年　6月　2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月　2日 至　2026年　6月　1日
営業収益		
受取利息	584	5,299
有価証券売買等損益	50,437,656	377,029,772
営業収益合計	50,438,240	377,035,071
営業費用		
受託者報酬	170,254	238,528
委託者報酬	2,809,757	3,936,361
その他費用	25,452	35,697
営業費用合計	3,005,463	4,210,586
営業利益又は営業損失（△）	47,432,777	372,824,485
経常利益又は経常損失（△）	47,432,777	372,824,485
中間純利益又は中間純損失（△）	47,432,777	372,824,485
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,456,228	14,921,906
期首剰余金又は期首欠損金（△）	436,873,959	816,683,798
剰余金増加額又は欠損金減少額	253,481,160	340,512,521
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	253,481,160	340,512,521
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,293,115	78,428,301
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,293,115	78,428,301
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	620,038,553	1,436,670,597

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１． 当中間計算期間の末日における受益権の総数	876,566,448口	1,101,657,410口
２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.9317円 （１万口当たりの純資産額19,317円）	1口当たり純資産額　2.3041円 （１万口当たりの純資産額23,041円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１． 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	810,597,994円	876,566,448円
期中追加設定元本額	540,983,117円	306,537,737円
期中一部解約元本額	475,014,663円	81,446,775円

【三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,436	-
コール・ローン	2,207,591	73,808
親投資信託受益証券	1,842,153,699	3,745,056,490
未収入金	4,454,320	1,893,730
流動資産合計	1,848,832,046	3,747,024,028
資産合計	1,848,832,046	3,747,024,028
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,670,466	1,949,746
未払受託者報酬	176,011	294,750
未払委託者報酬	2,904,831	4,864,067
その他未払費用	26,334	44,133
流動負債合計	9,777,642	7,152,696
負債合計	9,777,642	7,152,696
純資産の部		
元本等		
元本	939,451,979	1,397,772,151
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	899,602,425	2,342,099,181
（分配準備積立金）	447,886,880	401,808,085
元本等合計	1,839,054,404	3,739,871,332
純資産合計	1,839,054,404	3,739,871,332
負債純資産合計	1,848,832,046	3,747,024,028

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	1,209	9,394
有価証券売買等損益	△9,712,784	924,329,861
営業収益合計	△9,711,575	924,339,255
営業費用		
受託者報酬	108,573	294,750
委託者報酬	1,792,053	4,864,067
その他費用	16,193	44,133
営業費用合計	1,916,819	5,202,950
営業利益又は営業損失（△）	△11,628,394	919,136,305
経常利益又は経常損失（△）	△11,628,394	919,136,305
中間純利益又は中間純損失（△）	△11,628,394	919,136,305
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,214,300	29,771,863
期首剰余金又は期首欠損金（△）	276,969,983	899,602,425
剰余金増加額又は欠損金減少額	152,720,590	681,227,327
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	152,720,590	681,227,327
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,612,437	128,095,013
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,612,437	128,095,013
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	393,664,042	2,342,099,181

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	939,451,979口	1,397,772,151口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.9576円 （１万口当たりの純資産額19,576円）	1口当たり純資産額　2.6756円 （１万口当たりの純資産額26,756円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	548,434,458円	939,451,979円
期中追加設定元本額	727,824,057円	587,539,364円
期中一部解約元本額	336,806,536円	129,219,192円

【三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	43,681	-
コール・ローン	5,867,040	8,063,160
親投資信託受益証券	2,783,403,570	4,419,360,524
未収入金	21,646,200	243,860
流動資産合計	2,810,960,491	4,427,667,544
資産合計	2,810,960,491	4,427,667,544
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,546,195	8,280,081
未払受託者報酬	280,856	359,538
未払委託者報酬	5,758,309	7,371,561
その他未払費用	56,089	71,826
流動負債合計	33,641,449	16,083,006
負債合計	33,641,449	16,083,006
純資産の部		
元本等		
元本	1,299,260,991	1,819,821,958
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,478,058,051	2,591,762,580
（分配準備積立金）	759,683,863	639,472,433
元本等合計	2,777,319,042	4,411,584,538
純資産合計	2,777,319,042	4,411,584,538
負債純資産合計	2,810,960,491	4,427,667,544

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	1,445	15,838
有価証券売買等損益	△26,284,537	469,625,944
営業収益合計	△26,283,092	469,641,782
営業費用		
受託者報酬	213,269	359,538
委託者報酬	4,372,849	7,371,561
その他費用	42,575	71,826
営業費用合計	4,628,693	7,802,925
営業利益又は営業損失（△）	△30,911,785	461,838,857
経常利益又は経常損失（△）	△30,911,785	461,838,857
中間純利益又は中間純損失（△）	△30,911,785	461,838,857
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△5,215,127	13,301,640
期首剰余金又は期首欠損金（△）	762,423,048	1,478,058,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	245,718,733	943,331,428
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	245,718,733	943,331,428
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,591,674	278,164,116
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,591,674	278,164,116
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	927,853,449	2,591,762,580

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,299,260,991口	1,819,821,958口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.1376円 （１万口当たりの純資産額21,376円）	1口当たり純資産額　2.4242円 （１万口当たりの純資産額24,242円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	987,416,902円	1,299,260,991円
期中追加設定元本額	639,504,539円	763,397,742円
期中一部解約元本額	327,660,450円	242,836,775円

【三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18	-
コール・ローン	2,392	3,919
親投資信託受益証券	316,056,114	689,719,482
未収入金	-	999,090
流動資産合計	316,058,524	690,722,491
資産合計	316,058,524	690,722,491
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	999,085
未払受託者報酬	28,278	51,127
未払委託者報酬	580,425	1,049,302
その他未払費用	5,577	10,145
流動負債合計	614,280	2,109,659
負債合計	614,280	2,109,659
純資産の部		
元本等		
元本	188,506,342	313,132,904
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	126,937,902	375,479,928
（分配準備積立金）	62,654,828	40,793,895
元本等合計	315,444,244	688,612,832
純資産合計	315,444,244	688,612,832
負債純資産合計	316,058,524	690,722,491

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	26	1,305
有価証券売買等損益	5,534,670	136,123,498
営業収益合計	5,534,696	136,124,803
営業費用		
受託者報酬	18,105	51,127
委託者報酬	372,104	1,049,302
その他費用	3,529	10,145
営業費用合計	393,738	1,110,574
営業利益又は営業損失（△）	5,140,958	135,014,229
経常利益又は経常損失（△）	5,140,958	135,014,229
中間純利益又は中間純損失（△）	5,140,958	135,014,229
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	51,108	17,715,228
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,825,386	126,937,902
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,050,397	208,372,778
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,050,397	208,372,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,279,839	77,129,753
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,279,839	77,129,753
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	42,685,794	375,479,928

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	188,506,342口	313,132,904口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.6734円 （１万口当たりの純資産額16,734円）	1口当たり純資産額　2.1991円 （１万口当たりの純資産額21,991円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	120,988,735円	188,506,342円
期中追加設定元本額	129,369,673円	230,502,165円
期中一部解約元本額	61,852,066円	105,875,603円

【三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17	-
コール・ローン	2,225	4,288
親投資信託受益証券	796,791,361	788,916,418
流動資産合計	796,793,603	788,920,706
資産合計	796,793,603	788,920,706
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	62,375	91,246
未払委託者報酬	780,247	1,141,122
その他未払費用	13,961	20,439
流動負債合計	856,583	1,252,807
負債合計	856,583	1,252,807
純資産の部		
元本等		
元本	629,081,614	603,031,622
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	166,855,406	184,636,277
（分配準備積立金）	86,777,523	59,194,657
元本等合計	795,937,020	787,667,899
純資産合計	795,937,020	787,667,899
負債純資産合計	796,793,603	788,920,706

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	15	1,865
有価証券売買等損益	△6,114,277	25,686,227
営業収益合計	△6,114,262	25,688,092
営業費用		
受託者報酬	63,423	91,246
委託者報酬	793,321	1,141,122
その他費用	14,185	20,439
営業費用合計	870,929	1,252,807
営業利益又は営業損失（△）	△6,985,191	24,435,285
経常利益又は経常損失（△）	△6,985,191	24,435,285
中間純利益又は中間純損失（△）	△6,985,191	24,435,285
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△951,832	2,925,724
期首剰余金又は期首欠損金（△）	79,937,368	166,855,406
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,808,678	63,028,682
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,808,678	63,028,682
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,407,416	66,757,372
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,407,416	66,757,372
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	58,305,271	184,636,277

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自　2025年12月2日 至　2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3)　時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	629,081,614口	603,031,622口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.2652円 （１万口当たりの純資産額12,652円）	1口当たり純資産額　1.3062円 （１万口当たりの純資産額13,062円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1)　有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2)　派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	548,567,750円	629,081,614円
期中追加設定元本額	331,926,678円	222,727,740円
期中一部解約元本額	251,412,814円	248,777,732円

【三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,034	-
コール・ローン	273,253	303,208
親投資信託受益証券	165,585,721	220,838,241
未収入金	547,136	501,801
流動資産合計	166,408,144	221,643,250
資産合計	166,408,144	221,643,250
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	18,713	23,280
未払委託者報酬	384,475	477,950
その他未払費用	7,753	5,157
流動負債合計	410,941	506,387
負債合計	410,941	506,387
純資産の部		
元本等		
元本	135,246,913	172,316,050
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	30,750,290	48,820,813
（分配準備積立金）	21,947,623	16,790,943
元本等合計	165,997,203	221,136,863
純資産合計	165,997,203	221,136,863
負債純資産合計	166,408,144	221,643,250

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	3,458	977
有価証券売買等損益	△8,131,005	8,450,311
営業収益合計	△8,127,547	8,451,288
営業費用		
受託者報酬	16,504	23,280
委託者報酬	339,095	477,950
その他費用	3,634	5,157
営業費用合計	359,233	506,387
営業利益又は営業損失（△）	△8,486,780	7,944,901
経常利益又は経常損失（△）	△8,486,780	7,944,901
中間純利益又は中間純損失（△）	△8,486,780	7,944,901
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△2,605,091	△159,679
期首剰余金又は期首欠損金（△）	12,676,539	30,750,290
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,716,161	21,610,211
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,716,161	21,610,211
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,397,300	11,644,268
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,397,300	11,644,268
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,113,711	48,820,813

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自　2025年12月2日 至　2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	135,246,913口	172,316,050口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.2274円 （１万口当たりの純資産額12,274円）	1口当たり純資産額　1.2833円 （１万口当たりの純資産額12,833円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	134,003,485円	135,246,913円
期中追加設定元本額	114,014,432円	86,663,041円
期中一部解約元本額	112,771,004円	49,593,904円

【三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,005	-
コール・ローン	940,896	13,274
親投資信託受益証券	1,819,451,413	1,575,643,372
未収入金	168,880	-
流動資産合計	1,820,568,194	1,575,656,646
資産合計	1,820,568,194	1,575,656,646
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,108,879	-
未払受託者報酬	178,047	199,968
未払委託者報酬	2,938,483	3,300,204
その他未払費用	26,624	29,915
流動負債合計	4,252,033	3,530,087
負債合計	4,252,033	3,530,087
純資産の部		
元本等		
元本	1,651,951,122	1,563,756,692
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	164,365,039	8,369,867
（分配準備積立金）	245,884,014	180,315,263
元本等合計	1,816,316,161	1,572,126,559
純資産合計	1,816,316,161	1,572,126,559
負債純資産合計	1,820,568,194	1,575,656,646

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	2,888	5,090
有価証券売買等損益	65,284,365	△146,626,621
営業収益合計	65,287,253	△146,621,531
営業費用		
受託者報酬	86,003	199,968
委託者報酬	1,419,752	3,300,204
その他費用	12,823	29,915
営業費用合計	1,518,578	3,530,087
営業利益又は営業損失（△）	63,768,675	△150,151,618
経常利益又は経常損失（△）	63,768,675	△150,151,618
中間純利益又は中間純損失（△）	63,768,675	△150,151,618
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	9,743,937	△3,965,220
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△74,550,589	164,365,039
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,033,131	42,627,250
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,033,131	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	42,627,250
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,495,492	52,436,024
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	52,436,024
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	73,495,492	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△63,988,212	8,369,867

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,651,951,122口	1,563,756,692口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0995円 （１万口当たりの純資産額10,995円）	1口当たり純資産額　1.0054円 （１万口当たりの純資産額10,054円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	598,426,471円	1,651,951,122円
期中追加設定元本額	1,675,605,000円	434,103,084円
期中一部解約元本額	622,080,349円	522,297,514円

【三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15	-
コール・ローン	2,081	2,293
親投資信託受益証券	476,659,431	558,119,087
流動資産合計	476,661,527	558,121,380
資産合計	476,661,527	558,121,380
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	51,075	55,018
未払委託者報酬	1,047,754	1,128,693
その他未払費用	10,127	10,928
流動負債合計	1,108,956	1,194,639
負債合計	1,108,956	1,194,639
純資産の部		
元本等		
元本	327,872,443	342,946,654
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	147,680,128	213,980,087
（分配準備積立金）	89,881,584	82,310,478
元本等合計	475,552,571	556,926,741
純資産合計	475,552,571	556,926,741
負債純資産合計	476,661,527	558,121,380

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	110	69
有価証券売買等損益	△46,265,426	58,804,936
営業収益合計	△46,265,316	58,805,005
営業費用		
受託者報酬	55,661	55,018
委託者報酬	1,142,092	1,128,693
その他費用	11,048	10,928
営業費用合計	1,208,801	1,194,639
営業利益又は営業損失（△）	△47,474,117	57,610,366
経常利益又は経常損失（△）	△47,474,117	57,610,366
中間純利益又は中間純損失（△）	△47,474,117	57,610,366
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△3,729,256	2,091,875
期首剰余金又は期首欠損金（△）	172,804,936	147,680,128
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,670,322	24,087,928
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,670,322	24,087,928
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,207,096	13,306,460
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,207,096	13,306,460
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	109,523,301	213,980,087

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	327,872,443口	342,946,654口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.4504円 （１万口当たりの純資産額14,504円）	1口当たり純資産額　1.6239円 （１万口当たりの純資産額16,239円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	424,421,917円	327,872,443円
期中追加設定元本額	86,897,660円	44,502,082円
期中一部解約元本額	183,447,134円	29,427,871円

【三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 （2025年12月 1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,734	-
コール・ローン	1,441,775	251,982
親投資信託受益証券	2,757,320,704	3,547,435,547
派生商品評価勘定	1,231,815	615,400
未収入金	16,723,056	18,400,824
流動資産合計	2,776,728,084	3,566,703,753
資産合計	2,776,728,084	3,566,703,753
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	27,251,102	14,106,883
未払解約金	13,354,138	11,925,688
未払受託者報酬	261,831	377,882
未払委託者報酬	4,320,952	6,235,531
その他未払費用	90,004	75,487
流動負債合計	45,278,027	32,721,471
負債合計	45,278,027	32,721,471
純資産の部		
元本等		
元本	1,490,136,210	1,832,403,363
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,241,313,847	1,701,578,919
（分配準備積立金）	813,649,656	681,019,685
元本等合計	2,731,450,057	3,533,982,282
純資産合計	2,731,450,057	3,533,982,282
負債純資産合計	2,776,728,084	3,566,703,753

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第6期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	2,932	17,735
有価証券売買等損益	266,330,954	285,780,576
為替差損益	41,350,210	△150,540,282
営業収益合計	307,684,096	135,258,029
営業費用		
受託者報酬	189,024	377,882
委託者報酬	3,119,584	6,235,531
その他費用	37,721	100,485
営業費用合計	3,346,329	6,713,898
営業利益又は営業損失（△）	304,337,767	128,544,131
経常利益又は経常損失（△）	304,337,767	128,544,131
中間純利益又は中間純損失（△）	304,337,767	128,544,131
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	26,340,639	54,802,020
期首剰余金又は期首欠損金（△）	264,772,447	1,241,313,847
剰余金増加額又は欠損金減少額	184,821,487	643,463,106
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	184,821,487	643,463,106
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,081,853	256,940,145
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,081,853	256,940,145
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	675,509,209	1,701,578,919

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第6期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,490,136,210口	1,832,403,363口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.8330円 （１万口当たりの純資産額18,330円）	1口当たり純資産額　1.9286円 （１万口当たりの純資産額19,286円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第5期（2025年12月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち １年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	154,517,240	-	155,414,000	896,760
	小計	154,517,240	-	155,414,000	896,760
	売建				
	アメリカ・ドル	2,800,375,441	-	2,827,291,488	△26,916,047
	小計	2,800,375,441	-	2,827,291,488	△26,916,047
合　計		2,954,892,681	-	2,982,705,488	△26,019,287

第6期中間計算期間（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち １年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	158,480,600	-	159,096,000	615,400
	小計	158,480,600	-	159,096,000	615,400
	売建				
	アメリカ・ドル	3,605,486,213	-	3,619,593,096	△14,106,883
	小計	3,605,486,213	-	3,619,593,096	△14,106,883
合　計		3,763,966,813	-	3,778,689,096	△13,491,483

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

項　目	第5期 （2025年12月1日現在）	第6期中間計算期間 （2026年6月1日現在）
期首元本額	1,191,645,625円	1,490,136,210円
期中追加設定元本額	957,818,225円	640,669,951円
期中一部解約元本額	659,327,640円	298,402,798円

(参考)

「三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド」および「三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、「２２５マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Ｊリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,490,579,569
株式	564,568,523,974
派生商品評価勘定	370,430,700
未収配当金	4,803,992,672
差入委託証拠金	497,603,962

流動資産合計	573,731,130,877
資産合計	573,731,130,877
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	80,500
前受金	420,430,000
未払解約金	194,077,296
流動負債合計	614,587,796
負債合計	614,587,796
純資産の部	
元本等	
元本	77,726,090,153
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	495,390,452,928
元本等合計	573,116,543,081
純資産合計	573,116,543,081
負債純資産合計	573,731,130,877

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2026年6月1日現在)
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	77,726,090,153口
２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　7.3735円 （１万口当たりの純資産額73,735円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年6月1日現在)
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2026年6月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX 先物 0806月	8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200
	小計	8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200
合　計		8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2026年6月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,668,619,507円
同期中における追加設定元本額	5,396,788,449円
同期中における一部解約元本額	5,339,317,803円

2026年6月1日現在の元本の内訳

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,505,919,210円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	807,864,194円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	3,857,557,663円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,700,780,716円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	78,538,317円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,110,530円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	7,200,215円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	22,084,101円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	76,158,947円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	82,152,606円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	192,283,565円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,277,550,121円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	35,960,138,708円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	56,309,600円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	103,606,676円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	66,617,390円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	100,738,409円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	199,387,337円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	226,346,221円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	967,996,334円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	628,307,587円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	824,829,454円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	85,185,938円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	2,379,743,103円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	41,196,101円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	305,062,852円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	331,088,498円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	32,724,063円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	4,196,930,835円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	344,819,680円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	68,489,394円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	39,389,489円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	42,690,552円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	32,661,735円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	27,924,619円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	141,210円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	41,723,828円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	370,404,126円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	527,731,813円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	320,013,780円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	179,372円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	676,510円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,289,037円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,834,726円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	1,423,384円
先進国アセットアロケーションファンド	38,804,547円

ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,801,633,260円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	3,989,373円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	13,647,638円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	258,178,814円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	625,075,275円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,632,447,296円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	14,993,277円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	61,575,616円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	429,594,356円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	22,181,359円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	96,238,428円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	374,909,366円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	215,835,858円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	594,073,673円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	13,493,508円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,439,322円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	9,651,214円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,047,988円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	28,948,113円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	84,209,948円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	13,292,463円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	13,277,053円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	4,843,363円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	15,348,575円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	189,951,145円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	116,871,108円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	78,451,118円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	28,019,213円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	25,227,010円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	13,889,042円
ＳＭＡＭ・年金パッシブ日本株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	1,735,190,528円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	20,381,466円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	15,583,738円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII＜適格機関投資家限定＞	118,388,156円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	56,605,400円
合　計	77,726,090,153円

２２５マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,571,298,680
株式	487,200,841,440
派生商品評価勘定	607,211,300

未収入金	117,723,800
未収配当金	2,507,248,840
差入委託証拠金	675,481,342
流動資産合計	497,679,805,402
資産合計	497,679,805,402
負債の部	
流動負債	
前受金	655,210,000
未払解約金	2,014,615,203
流動負債合計	2,669,825,203
負債合計	2,669,825,203
純資産の部	
元本等	
元本	51,971,565,571
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	443,038,414,628
元本等合計	495,009,980,199
純資産合計	495,009,980,199
負債純資産合計	497,679,805,402

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	51,971,565,571口

２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　9.5246円 （１万口当たりの純資産額95,246円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2026年6月1日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	NK225 先物 0806月	7,241,148,700	-	7,848,360,000	607,211,300
	小計	7,241,148,700	-	7,848,360,000	607,211,300
合　計		7,241,148,700	-	7,848,360,000	607,211,300

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	50,512,769,895円
同期中における追加設定元本額	8,319,151,445円

同期中における一部解約元本額	6,860,355,769円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
エス・ビー・日本株オープン２２５	6,108,888,529円
三井住友・２２５オープン	34,395,925,636円
三井住友・日経２２５オープン	2,480,427,890円
三井住友・ＤＣ年金日本株式２２５ファンド	1,991,727,230円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）	6,409,330,349円
三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド	393,198,296円
日経２２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	162,608,545円
日本株式２２５ファンドＶＡ＜適格機関投資家専用＞	29,459,096円
合　計	51,971,565,571円

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	11,665,000,400
コール・ローン	1,592,756,659
株式	1,354,981,673,678
投資証券	21,362,332,328
派生商品評価勘定	375,896,377
未収入金	12,727,066,056
未収配当金	1,590,232,836
差入委託証拠金	4,604,973,496
流動資産合計	1,408,899,931,830
資産合計	1,408,899,931,830
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,768,701
未払金	17,577,727,741
未払解約金	1,346,877,174
流動負債合計	18,929,373,616
負債合計	18,929,373,616
純資産の部	
元本等	
元本	101,727,421,703
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,288,243,136,511
元本等合計	1,389,970,558,214
純資産合計	1,389,970,558,214
負債純資産合計	1,408,899,931,830

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年6月1日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	101,727,421,703口
２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　13.6637円 （１万口当たりの純資産額136,637円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2026年6月1日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
（2026年6月1日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN26	10,822,105,705	-	11,143,208,314	321,102,609
	SPI 200 FUTURES JUN26	349,762,160	-	350,870,625	1,108,465
	FTSE 100 IDX FUT JUN26	509,699,362	-	514,941,197	5,241,835
	EURO STOXX 50 JUN26	1,790,194,988	-	1,835,122,851	44,927,863
	小計	13,471,762,215	-	13,844,142,987	372,380,772
合　計		13,471,762,215	-	13,844,142,987	372,380,772

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	2,271,807,860	-	2,271,210,886	△596,974
	カナダ・ドル	191,962,242	-	192,143,524	181,282
	オーストラリア・ドル	523,055,847	-	523,071,828	15,981
	ニュージーランド・ドル	15,245,120	-	15,244,912	△208

市場取引以外の取引	イスラエル・シュケル	552,235,550	-	551,978,500	△257,050
	スイス・フラン	290,482,092	-	290,900,262	418,170
	ユーロ	110,694,307	-	110,834,841	140,534
	小計	3,955,483,018	-	3,955,384,753	△98,265
	売建				
	アメリカ・ドル	1,542,376,920	-	1,543,606,407	△1,229,487
	香港・ドル	77,013,395	-	77,017,180	△3,785
	シンガポール・ドル	84,473,352	-	84,461,639	11,713
	イギリス・ポンド	690,476,107	-	690,436,488	39,619
	デンマーク・クローネ	132,665,099	-	132,663,496	1,603
	スウェーデン・クローナ	361,861,272	-	361,804,474	56,798
	ユーロ	1,352,780,405	-	1,352,811,698	△31,293
	小計	4,241,646,550	-	4,242,801,382	△1,154,832
合　計		8,197,129,568	-	8,198,186,135	△1,253,097

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	101,118,833,171円
同期中における追加設定元本額	5,595,286,113円
同期中における一部解約元本額	4,986,697,581円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	47,653,014,532円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	224,439,223円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	925,483,252円

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	815,477,506円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	29,720,024円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	501,302円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	1,716,313円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	6,076,589円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	20,365,858円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	25,712,861円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	74,540,375円
外国株式指数ファンド	1,215,295,513円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	29,000,212,534円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	17,537,498円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	48,445,039円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	30,716,089円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,102,466円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	148,908,213円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	161,913,488円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	677,369,478円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	450,924,431円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	657,482,898円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	95,632,504円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	4,624,634,764円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,594,071円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	73,495,597円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	73,267,727円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	14,646,359円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	5,003,256,656円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	137,206,119円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,837,885,019円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	323,438,053円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	24,979,090円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	15,014,041円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	17,467,595円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	14,555,443円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	12,500,686円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	36,884円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	11,017,447円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	96,081,743円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	135,783,822円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	81,950,347円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	556,336円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,868,652円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,512,428円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	5,042,258円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	8,366,298円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	630,583円
先進国アセットアロケーションファンド	11,586,211円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	140,638,394円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,040,679円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型<適格機関投資家限定>	3,689,250円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５<適格機関投資家専用>	93,944,665円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５<適格機関投資家専用>	300,195,165円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０<適格機関投資家専用>	1,437,806,214円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０<適格機関投資家限定>	4,036,933円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０<適格機関投資家限定>	22,426,693円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５<適格機関投資家専用>	266,939,412円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型<適格機関投資家限定>	18,741,284円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５<適格機関投資家専用>	39,156,071円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０<適格機関投資家専用>	203,344,028円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０<適格機関投資家専用>	118,300,097円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５<適格機関投資家専用>	242,822,038円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	137,576,613円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ<適格機関投資家限定>	21,805,377円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ<適格機関投資家専用>	2,388,830円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ<適格機関投資家専用>	2,216,327円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ<適格機関投資家専用>	2,559,455円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ<適格機関投資家専用>	5,565,253円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ<適格機関投資家専用>	19,524,840円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ<適格機関投資家限定>	46,353,352円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ<適格機関投資家限定>	15,827,614円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ<適格機関投資家限定>	69,209,798円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２<適格機関投資家限定>	23,752,400円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ<適格機関投資家限定>	499,907,887円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	15,975,852円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	10,328,925円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ<適格機関投資家限定>	48,894,814円
ＳＭＤＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド（リスク３%）<適格機関投資家限定>	47,491,228円
合　計	101,727,421,703円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	6,044,671,600
コール・ローン	253,899,322
株式	99,682,917,650
投資信託受益証券	4,001,405,490
投資証券	5,596,209,445
派生商品評価勘定	655,307,248
未収入金	900,455,718
未収配当金	172,712,415
差入委託証拠金	2,408,335,169

流動資産合計	119,715,914,057
資産合計	119,715,914,057
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	71,008
未払金	4,656,282,865
未払解約金	32,037,429
流動負債合計	4,688,391,302
負債合計	4,688,391,302
純資産の部	
元本等	
元本	30,891,676,851
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	84,135,845,904
元本等合計	115,027,522,755
純資産合計	115,027,522,755
負債純資産合計	119,715,914,057

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目		（2026年6月1日現在）
1．	当計算期間の末日における受益権の総数	30,891,676,851口
2．	１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.7236円 （１万口当たりの純資産額37,236円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目		（2026年6月1日現在）
1．	貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．	時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT JUN26	5,018,594,485	-	5,673,901,734	655,307,249
	小計	5,018,594,485	-	5,673,901,734	655,307,249
合　計		5,018,594,485	-	5,673,901,734	655,307,249

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

		契　約　額　等			

区　分	種　類		うち １年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	81,000,000	-	80,928,992	△71,008
	小計	81,000,000	-	80,928,992	△71,008
合　計		81,000,000	-	80,928,992	△71,008

（注）１．時価の算定方法
為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。
1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	29,042,177,639円
同期中における追加設定元本額	3,373,880,597円
同期中における一部解約元本額	1,524,381,385円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	15,847,395,574円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,960,756,569円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	8,541,313円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	78,053,414円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	59,132,016円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	69,585,011円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	106,840,475円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	99,519,384円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	512,747,960円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	362,580,285円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	575,331,535円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	182,582,750円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	22,850,526円

日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	427,759,755円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	7,106,886,550円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	185,229,209円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	45,675,669円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	25,564,982円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	28,519,585円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	23,004,373円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,491,135円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	38,519,704円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	329,237,815円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	458,412,828円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	277,645,108円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	237,916円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	854,167円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,563,651円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,235,666円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	979,621円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	33,794,123円
合　計	30,891,676,851円

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	937,595,491
コール・ローン	1,134,655,494
国債証券	210,592,898,931
派生商品評価勘定	152,168
未収入金	2,813,121,844
未収利息	1,882,112,352
前払費用	84,872,855
流動資産合計	217,445,409,135
資産合計	217,445,409,135
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,532,797
未払金	3,317,001,913
未払解約金	205,109,763
流動負債合計	3,523,644,473
負債合計	3,523,644,473
純資産の部	
元本等	
元本	81,065,678,131
剰余金	

剰余金又は欠損金（△）	132,856,086,531
元本等合計	213,921,764,662
純資産合計	213,921,764,662
負債純資産合計	217,445,409,135

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	81,065,678,131口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.6389円 （１万口当たりの純資産額26,389円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	オーストラリア・ドル	21,760,339	-	21,763,740	3,401
	イギリス・ポンド	36,474,837	-	36,440,299	△34,538
	デンマーク・クローネ	28,088,556	-	28,067,731	△20,825
	メキシコ・ペソ	18,403,273	-	18,430,762	27,489
	オフショア・人民元	15,538,314	-	15,558,048	19,734
	ユーロ	47,367,616	-	47,339,730	△27,886
	小計	167,632,935	-	167,600,310	△32,625
	売建				
	アメリカ・ドル	882,614,395	-	884,061,530	△1,447,135
	カナダ・ドル	71,642,438	-	71,591,834	50,604
	シンガポール・ドル	1,872,272	-	1,871,380	892
	ニュージーランド・ドル	6,671,360	-	6,669,649	1,711
	イスラエル・シュケル	1,135,589	-	1,138,002	△2,413
	ノルウェー・クローネ	430,898	-	430,667	231
	スウェーデン・クローナ	1,982,702	-	1,977,919	4,783
	ポーランド・ズロチ	34,059,855	-	34,016,532	43,323
	小計	1,000,409,509	-	1,001,757,513	△1,348,004
合　計		1,168,042,444	-	1,169,357,823	△1,380,629

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	84,950,060,566円
同期中における追加設定元本額	4,537,252,365円
同期中における一部解約元本額	8,421,634,800円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	28,683,854,944円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,099,788,269円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,922,906,785円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,975,163,553円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	164,481,370円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,123,184円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	17,037,140円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	51,771,117円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	195,876,953円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	193,768,676円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	359,221,655円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	13,413,326円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	21,013,925円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	51,157,843円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	37,480,823円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	87,429,500円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	463,091,526円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	308,797,816円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	1,100,825,575円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	391,755,285円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	230,439,895円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	469,832,447円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	2,211,195,390円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	54,906,739円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	235,713,572円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	184,779,483円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	30,534,810円

日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,880,480,262円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	298,956,542円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	57,036,938円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	34,308,113円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	37,589,319円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	30,137,458円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	26,054,472円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	2,500,644円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	14,567,770円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	97,961,587円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	137,898,059円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	81,239,582円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	98,365円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	287,608円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	549,409円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	827,090円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	1,321,459円
先進国アセットアロケーションファンド	10,775,991円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	8,076,569,182円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	9,624,978円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,696,298,488円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	2,754,202,097円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,024,615,689円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	21,255,707円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	56,657,958円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	640,273,829円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	85,996,424円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	641,173,102円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	970,716,122円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	917,705,391円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	2,499,020,005円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	4,338,434,250円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	254,930,923円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	72,022,368円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	34,510,331円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	15,345,114円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,253,626円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	38,994,858円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	225,033,080円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	37,201,616円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	21,497,231円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,488,498円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	526,488,271円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	354,146,006円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	363,848,424円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	169,214,930円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	132,393,054円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	126,267,325円

ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	80,071,032円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ<適格機関投資家限定>	245,184,255円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）<適格機関投資家限定>	344,291,698円
合　計	81,065,678,131円

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	570,382,636
コール・ローン	122,748,408
国債証券	16,442,116,162
社債券	160,573,031
派生商品評価勘定	58,800
未収入金	439,899,751
未収利息	194,564,791
前払費用	39,462,711
流動資産合計	17,969,806,290
資産合計	17,969,806,290
負債の部	
流動負債	
未払金	685,914,639
未払解約金	6,139,143
流動負債合計	692,053,782
負債合計	692,053,782
純資産の部	
元本等	
元本	12,867,412,360
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,410,340,148
元本等合計	17,277,752,508
純資産合計	17,277,752,508
負債純資産合計	17,969,806,290

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自　2025年12月2日 至　2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．	デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．	その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目		（2026年6月1日現在）
１．	当計算期間の末日における受益権の総数	12,867,412,360口
２．	１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.3428円 （１万口当たりの純資産額13,428円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目		（2026年6月1日現在）
１．	貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．	時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

		契　約　額　等		

区　分	種　類		うち １年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	63,720,000	-	63,778,800	58,800
	小計	63,720,000	-	63,778,800	58,800
合　計		63,720,000	-	63,778,800	58,800

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,309,497,102円
同期中における追加設定元本額	3,034,306,768円
同期中における一部解約元本額	476,391,510円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	230,802,911円
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	9,315,686,451円
三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド	164,461,008円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	88,989,112円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	292,122,910円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	201,028,331円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	104,799,120円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	35,769,827円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	67,052,543円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	39,209,646円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	43,359,972円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	35,024,527円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	30,510,319円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	147,636円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	12,879,175円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	653,784,925円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	958,922,043円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	587,292,953円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	235,289円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	609,390円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,287,872円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,889,368円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	1,547,032円
合　計	12,867,412,360円

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	391,143,331
投資証券	30,364,125,500
未収配当金	254,672,537
前払金	17,314,000
差入委託証拠金	11,771,502
流動資産合計	31,039,026,870
資産合計	31,039,026,870
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,749,200
未払金	88,754,666
未払解約金	16,776,733
流動負債合計	127,280,599
負債合計	127,280,599
純資産の部	
元本等	
元本	10,714,024,175
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	20,197,722,096
元本等合計	30,911,746,271
純資産合計	30,911,746,271
負債純資産合計	31,039,026,870

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2026年6月1日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	10,714,024,175口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.8852円 （１万口当たりの純資産額28,852円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年6月1日現在)
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2026年6月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

		契　約　額　等		

区　分	種　類		うち １年超	時　価	評価損益
市場取引	リート指数先物取引 　買建 　　TREIT 先物 0806月	306,949,200	-	285,200,000	△21,749,200
	小計	306,949,200	-	285,200,000	△21,749,200
合　計		306,949,200	-	285,200,000	△21,749,200

（注）１．時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,669,594,202円
同期中における追加設定元本額	3,233,704,089円
同期中における一部解約元本額	2,189,274,116円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	41,137,775円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	194,081,594円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	125,071,702円
三井住友・ＤＣ日本リートインデックスファンド	4,539,725,691円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	81,006,342円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	57,888,553円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	66,709,817円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	318,113,995円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	231,746,024円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	207,315,903円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	98,161,297円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	28,199,745円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス年金ファンド	572,531,718円
日興ＦＷＳ・Ｊリートインデックス	1,789,307,837円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド	546,112,357円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	52,293,838円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	32,029,914円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	35,581,048円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	27,841,863円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	24,065,349円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	128,311円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	43,349,219円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	428,092,211円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	626,549,738円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	381,291,788円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	247,340円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	684,484円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,612,321円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,487,853円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	1,215,458円
先進国アセットアロケーションファンド	49,137,814円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	2,226,445円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	67,590,244円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	40,488,587円
合　計	10,714,024,175円

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,467,882,125
コール・ローン	94,829,455
投資証券	61,515,447,561
派生商品評価勘定	85,086
未収入金	3,948,871
未収配当金	73,411,773
流動資産合計	63,155,604,871
資産合計	63,155,604,871
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	42,255
未払解約金	15,987,365
流動負債合計	16,029,620
負債合計	16,029,620
純資産の部	
元本等	
元本	14,369,918,453
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	48,769,656,798
元本等合計	63,139,575,251
純資産合計	63,139,575,251
負債純資産合計	63,155,604,871

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	14,369,918,453口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　4.3939円 （１万口当たりの純資産額43,939円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	75,300,000	-	75,285,581	△14,419
	カナダ・ドル	6,000,000	-	5,994,959	△5,041
	オーストラリア・ドル	12,300,000	-	12,369,517	69,517
	シンガポール・ドル	6,300,000	-	6,296,230	△3,770
	イギリス・ポンド	6,500,000	-	6,505,557	5,557
	小計	106,400,000	-	106,451,844	51,844
	売建				
	ユーロ	7,100,000	-	7,109,013	△9,013
	小計	7,100,000	-	7,109,013	△9,013
合　計		113,500,000	-	113,560,857	42,831

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	13,954,292,954円
同期中における追加設定元本額	1,062,845,162円
同期中における一部解約元本額	647,219,663円
2026年6月1日現在の元本の内訳	

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	6,620,747円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	10,615,596円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	6,336,864円
三井住友・ＤＣ外国リートインデックスファンド	10,857,029,527円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	19,093,095円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	43,524,344円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	49,963,708円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	227,387,894円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	157,673,436円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	136,584,419円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	211,764,105円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	6,017,668円
三井住友ＤＳ・外国リートインデックス年金ファンド	754,466,262円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジあり）	50,520,510円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,469,205,362円
三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド	127,021,345円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	15,493,449円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	7,491,694円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	7,433,616円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	6,006,968円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	5,131,188円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	48,127円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,810,402円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	27,857,842円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	40,975,927円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	24,839,334円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	283,300円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	630,871円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,194,609円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,709,700円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	2,747,917円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	261,532円
先進国アセットアロケーションファンド	6,386,679円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	26,113,187円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	58,677,229円
合　計	14,369,918,453円

ゴールド・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年6月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	308,851,171
コール・ローン	305,981,542
投資信託受益証券	23,567,521,601
流動資産合計	24,182,354,314

資産合計	24,182,354,314
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,237
未払金	51,826,732
未払解約金	27,401,305
流動負債合計	79,230,274
負債合計	79,230,274
純資産の部	
元本等	
元本	6,958,359,438
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	17,144,764,602
元本等合計	24,103,124,040
純資産合計	24,103,124,040
負債純資産合計	24,182,354,314

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年6月1日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	6,958,359,438口

２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.4639円 （１万口当たりの純資産額34,639円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年6月1日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2026年6月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち １年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	52,460,300	-	52,458,063	△2,237
	小計	52,460,300	-	52,458,063	△2,237
合　計		52,460,300	-	52,458,063	△2,237

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,888,218,139円
同期中における追加設定元本額	1,012,251,793円
同期中における一部解約元本額	942,110,494円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジあり）	91,632,359円
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジなし）	5,442,579,796円
三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	1,024,116,039円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	55,188円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	3,809,061円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	78,992,926円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	180,946,842円
三井住友ＤＳ・ＦW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	136,227,227円
合　計	6,958,359,438円

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

資本金の額および株式数

	2026年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近５年間における資本金の額の増減
該当ありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	18,443,584
単位型株式投資信託	66	597,260
追加型公社債投資信託	1	23,628
単位型公社債投資信託	97	126,724
合　計	813	19,191,198

（3）【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

５【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		52,028,017	54,980,908
金銭の信託		31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託		500,353	501,412
前払費用		644,114	857,142
未収入金		250,860	308,261
未収委託者報酬		15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬		4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬		292,775	196,680
未収収益		79,998	76,935
未収還付法人税等		125,792	-
その他の流動資産		134,288	45,403
流動資産合計		106,105,936	121,391,502
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,157,214	1,062,810
器具備品		471,243	536,471
土地		710	710
リース資産		-	6,958
有形固定資産合計		1,629,168	1,606,949
無形固定資産			
ソフトウェア		2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定		511,487	377,243
のれん		2,436,327	2,131,786
顧客関連資産		7,218,790	6,663,498
電話加入権		12,706	12,706
商標権		24	18
無形固定資産合計		12,254,141	11,074,499
投資その他の資産			
投資有価証券		9,257,612	8,303,862
関係会社株式		1,740,365	5,890,960
長期差入保証金		1,360,241	1,211,804
長期前払費用		75,691	76,123
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		942,908	1,781,455
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		13,446,548	17,333,936
固定資産合計		27,329,857	30,015,385

資産合計	133,435,793	151,406,888

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,874
顧客からの預り金	51,505	18,479
その他の預り金	172,482	142,066
未払金		
未払収益分配金	1,974	2,147
未払償還金	1,253	4,839
未払手数料	6,763,424	9,472,310
その他未払金	161,092	116,212
未払費用	7,518,259	9,408,121
未払消費税等	1,255,374	1,383,547
未払法人税等	503,871	5,081,645
賞与引当金	3,393,355	4,192,893
その他の流動負債	34,270	49,577
流動負債合計	19,856,864	29,873,715
固定負債		
リース債務	-	5,779
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398
固定負債合計	4,542,870	4,324,178
負債合計	24,399,734	34,197,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,744,514	32,716,691
利益剰余金合計	25,028,759	33,000,936
株主資本計	109,124,705	117,096,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,646	112,111
評価・換算差額等合計	△ 88,646	112,111
純資産合計	109,036,059	117,208,994
負債・純資産合計	133,435,793	151,406,888

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業収益		

委託者報酬	78,891,124	88,700,475
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102
投資助言報酬	1,360,859	862,045
その他営業収益		
サービス支援手数料	400,872	413,133
その他	10,391	9,237
営業収益計	93,765,757	107,290,995
営業費用		
支払手数料	35,223,731	38,957,078
広告宣伝費	335,877	409,775
調査費		
調査費	5,327,087	5,298,990
委託調査費	14,077,571	16,236,388
営業雑経費		
通信費	51,489	53,152
印刷費	421,006	404,493
協会費	44,372	47,803
諸会費	42,328	39,268
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669
販売促進費	44,315	58,603
その他	410,566	415,812
営業費用合計	61,291,534	67,731,037
一般管理費		
給料		
役員報酬	223,068	294,622
給料・手当	8,380,787	8,781,442
賞与	1,098,999	1,442,462
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281
交際費	54,024	59,278
寄付金	24,878	23,587
事務委託費	2,225,175	2,448,098
旅費交通費	242,135	280,926
租税公課	413,678	538,048
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365
退職給付費用	803,656	581,615
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	356,081	485,619
一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	388,907	11,007
受取利息	46,258	217,478
金銭の信託運用益	-	392,775
時効成立分配金・償還金	506	327
原稿・講演料	2,440	1,755
還付加算金	-	780
投資有価証券償還益	115	24,382

投資有価証券売却益		826	516
投資事業組合運用益		36,683	97,602
為替差益		75,948	204,072
不動産賃貸料		117,054	-
雑収入		41,618	24,076
営業外収益合計		710,359	974,775
営業外費用			
金銭の信託運用損		88,979	-
投資有価証券償還損		137,207	81,540
投資有価証券売却損		93	4,038
投資事業組合運用損		56,719	40,067
雑損失		4,818	729
営業外費用合計		287,820	126,376
経常利益		10,814,585	18,018,971
特別利益			
子会社株式売却益	※1	672,682	-
特別利益合計		672,682	-
特別損失			
固定資産除却損	※2	76,933	1,799
固定資産売却損		204	-
投資有価証券評価損		3,191	-
特別損失合計		80,328	1,799
税引前当期純利益		11,406,939	18,017,172
法人税、住民税及び事業税		3,062,795	6,301,878
法人税等調整額		△ 162,825	△ 930,951
法人税等合計		2,899,969	5,370,927
当期純利益		8,506,969	12,646,245

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算	

	合計		評価差額金	差額等合計	
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	―	―	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,674,068	△ 4,674,068			△ 4,674,068
当期純利益	12,646,245	12,646,245			12,646,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			200,758	200,758	200,758
当期変動額合計	7,972,177	7,972,177	200,758	200,758	8,172,935
当期末残高	33,000,936	117,096,882	112,111	112,111	117,208,994

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託
運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2)無形固定資産
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

１．リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針

・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号　2025年3月11日　企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	－千円	1,562千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1　子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2　固定資産除却損

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
建物	74,175千円	－千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	－千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年3月31日	2024年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年3月31日	2025年6月25日

当事業年度(自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年3月31日	2025年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026年3月31日	2026年6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2025年3月31日）	当事業年度（2026年3月31日）
1年以内	1,129,463	1,129,267
1年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	－
(2)投資有価証券			
その他有価証券	7,659,105	7,659,105	－
資産計	39,411,157	39,411,157	－

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	36,381,304	36,381,304	－
(2)投資有価証券			
その他有価証券	6,158,174	6,158,174	－
資産計	42,539,478	42,539,478	－

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,367	40,398
(2)組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	31,752,052	－	31,752,052
(2)投資有価証券				
その他有価証券	－	7,659,105	－	7,659,105
資産計	－	39,411,157	－	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	36,381,304	－	36,381,304
(2)投資有価証券				
その他有価証券	－	6,158,174	－	6,158,174
資産計	－	42,539,478	－	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式5,890,960千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	917,290	1,002,997	△85,707
小計	917,290	1,002,997	△85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月１日 至　2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	△153,045	△219,105
退職給付の支払額	△698,074	△467,117
過去勤務費用の発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	―	―
未認識過去勤務費用	―	―
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月１日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月１日 至　2026年3月31日）
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	△153,045	△219,105
過去勤務費用の費用処理額	―	―
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
割引率	1.160%	1.960%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759
ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	△62,724	△60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	30.6%	-
（調整）		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.8	-
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.9	-
評価性引当額の増減	△0.9	-
外国税額控除	△0.3	-
のれん償却費	0.8	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	-
その他	△0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	％ —	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	％ —	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	％ —	—	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,771,093,147	銀行業	― %	投信の販売委託	委託販売手数料	9,249,401	未払手数料	2,456,883
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	― %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,149,746	未払手数料	2,183,491

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
　　投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	3,219.24円	3,460.54円
1株当たり当期純利益	251.16円	373.37円

（注）1.　潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
　　2.　１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深　井　康　治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　内　知　明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

————————————————————————————————————

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 涉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

――

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

――

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

――

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　和田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。